

データ市場に係る競争政策に関する検討会（第1回）議事要旨

- 1 日 時 令和2年11月20日（金）10:00～12:00
- 2 場 所 オンライン開催
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり（渡辺委員は欠席）
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 検討会の趣旨・議事の取扱い
 - (3) クロサカ委員からの説明
 - (4) 事務局からの説明
 - (5) 討議
 - (6) 閉会
- 5 議事概要
 - (1) 事務局から、「『データ市場に係る競争政策に関する検討会』の開催について」（資料1）について説明を行い、原案のとおり委員の了承を得た。
 - (2) 次に、クロサカ委員から、「クロサカ委員提出資料」（資料2）に基づき説明が行われ、続いて、事務局から、「データの特性等について」（資料3）に基づき説明を行った上で、委員間で議論が行われたところ、各委員から出された意見等は、以下のとおり。
 - データの集中というよりは、信頼の集中、消費者との接点の集中、第三者によるチェックの集中という現象について、競争政策の観点からどう考えるかという議論が必要である。
 - 今後のデータ流通を考える上では、ユーザーとの接点が近いかどうかやユーザーにどの程度意識されているかといったサービスや商材ごとの特性も踏まえながら、サプライチェーン全体を見ていく必要がある。
 - 産業データについては、農業・交通・製造などは民間の領域である一方、医療・電力・金融などは規制業界であり、両者の現状は異なっている。前者では、囚人のジレンマに陥ってデータ共有などがまだほとんど進んでおらず、これから市場が作られていくところであるため、今後公取委から、データ市場をしっかりと見ており、市場を広げることが重要であるというメッセージを出すことは非常に意味がある。
 - これからデータ市場という新しい市場が出てくる中、データプラットフォ

ームと呼ばれるインターメディアリー（仲介者）を誰がどう担うかということが問題になってくるが、そうした仲介者に消費者との接点や信頼などが付いてくると非常に強固なものになり、社会的にも意味があるものになる。その新しいインターメディアリーとして情報銀行やデータ取引市場に期待する時に、機能する分野と機能しない分野があると考えられる。また、まだまだ政策的なテコ入れが必要であると考えられるところ、競争政策を含め色々なオプションが考えられるのではないか。

- データは、プライバシーの問題だけではなく、形が不定形であることや、発生状態が不安定であるといった問題があるので、情報銀行などの機能を高めるためには、形や発生状態が定まっておき、なおかつある程度集約があり、政策的介入によって分解が比較的可能なやりやすい領域から取り組むという方法もあるのではないか。
- パーソナルデータについては、消費者との接点を持ちデータそのものを持つ事業者が圧倒的な支配力で消費者を囲い込んでいる状況の中、プライバシー規制、個人情報保護規制のみで公正な市場を作ることは難しいというのが世界的な潮流と考えられることを踏まえると、競争政策的に何ができるのか議論していくのだろう。
- 議論の前提として、パーソナルデータかノンパーソナルデータかは分けた方がいいのではないか。産業データについては、個人情報と紐付く要素があるとパーソナルデータへの配慮がかなり求められ、議論が急に複雑になる一方、ノンパーソナルデータであれば、オープンデータのようなアプローチで議論することができる。
- パーソナルデータに対しては情報銀行、ノンパーソナルデータに対してはデータ取引市場が検討されており、それぞれデータプールが問題になっているということであるが、両者で大きく性質が違うということを踏まえ、両者を分けて議論していく方がよいか、それとも共通する問題を中心に議論していく方がよいか、今後の議論の進め方の方向性を検討する必要がある。また、政府の行う規制改革と競争政策というのは車の両輪であることから、規制改革の方向性とも噛み合うよう、規制改革の取組とも連携・情報共有しながら、議論を進めていくのがよいのではないか。
- 議論の軸として、個人データと産業データという軸だけでなく、オープン

ソースやその反対側にあるハードウェアによって囲い込まれるデータということもあるのではないか。

- 例えば、規制産業の事業者など、消費者との接点を持っている事業者はまだいるはずなので、そのような事業者が既存のデジタルプラットフォームに対抗できるようになると、業界の構造が変わり得ると考えられる。そのような事業者が、どこまで自由に事業活動ができるのか、もともと独占力が強いと考えられて規制されているわけであるが、本当にその規制が必要なのか、といった点も考慮した方がよいのではないか。また、データ流通を考える上では、知的財産権の分野における標準必須特許の議論も参考になるのではないか。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

データ市場に係る競争政策に関する検討会 委員名簿

生貝 直人 東洋大学経済学部総合政策学科 准教授

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士

クロサカ タツヤ 株式会社企 代表取締役

小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所
ICTメディア・サービス産業コンサルティング部
パブリックポリシーグループマネージャー
／上級コンサルタント

伊永 大輔 東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授

座長 松島 法明 大阪大学社会経済研究所 教授
(競争政策研究センター所長)

森川 博之 東京大学大学院工学系研究科 教授

渡辺 安虎 東京大学大学院経済学研究科 教授
東京大学エコノミックコンサルティング株式会社 取
締役

[五十音順, 敬称略, 役職は令和2年11月13日現在]